

野原小学校における放課後等の課外活動の在り方に関する方針

1 小学校における放課後活動等の課外活動(以下「特設クラブ」)の考え方

- 学習指導要領において、明確な規定がなされていないため、「特設クラブ」とする。
- 小学校において「特設クラブ」を実施する場合、中学校と同様に「特設クラブ」を支える担当教員の長時間勤務や負担感の問題、担当教員の競技経験や指導経験に関する問題、教員の異動等により「特設クラブ」の安定的な活動が困難となる問題などが生じやすい。
- 上記のことを踏まえ、小学校において「特設クラブ」を実施する場合、働き方改革を踏まえ、教職員及び支援員等の配置状況から円滑に実施できる少数の「特設クラブ」のみを設置することとし、既設の「特設クラブ」を実施している場合であっても、円滑な実施が困難になった場合、社会教育や社会体育への移管又は休止及び廃止について検討する。

2 小学校における特設クラブの意義

- 小学校における特設クラブ活動は、スポーツや芸術文化等に関心をもつ児童が教員等の指導のもとに、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、スポーツや文化活動に親しみ、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- 特設クラブ活動は、児童が授業で体験し、興味・関心をもった事柄を深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものであり、特設クラブ活動での成果を授業で生かし、他の児童にも広めていく意義を有する。

- 特設クラブ活動は、自主的に自分の好きな分野での活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力向上や鑑賞する力を育てる意義を有するものである。
- 特設クラブ活動は、児童のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、学びに向かう力を育てるものである。

3 小学校における放課後活動等の課外活動(特設クラブ)の在り方に関する方針の策定

スポーツ庁策定「運動部活の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁策定「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、奈良県・奈良県教育委員会が「奈良県部活動の在り方に関する方針」を策定した。その「奈良県部活動の在り方に関する方針」と五條市・五條市教育委員会が策定した「五條市部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、本校では、児童の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、特設クラブ活動が、よりいっそう有意義な活動となるための指針として、義務教育である小学校段階の特設クラブ活動を主な対象とし、「野原小学校における放課後活動等の課外活動(特設クラブ)の在り方に関する方針」を策定する。

4 適切な運営のための体制整備

- 校長は、「野原小学校における放課後活動等の課外活動(特設クラブ)の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「野原小学校における放課後活動等の課外活動(特設クラブ)に係る活動方針」を策定する。特設クラブ担当教員は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、HPで活動実績等を公表する。

5 働き方改革を視点とした指導・運営に係る体制の構築

- 教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に特設クラブ活動を実施できるよう、適正な数の特設クラブを設置する。
- 担当教員や児童の実態に応じて、ボランティアを積極的に活用する。
- 担当教員や児童の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 適切な練習時間・休養日等の設定

○練習時間

- ・平日は2時間以内とする。

○休養日

- ・学期中は、原則として週当たり3日以上 of 休養日 を設ける。原則として、大会等への参加を除き、週休日は練習等を行わない。
- ・週休日等における大会等への出演に伴う移動時間及びリハーサル等を考慮し、時間を設定する。なお、週休日に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。
- ・夏季等長期休業中も、週当たり3日以上 of 休養日 を設けるとともに、大会等への参加を除き、週休日は練習等を行わない。なお、特設クラブ活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。練習時間は2時間以内とする。

7 安全管理・体罰等の根絶

○活動の前後だけでなく、活動中にも児童の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、児童一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。

○定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、児童に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにする。

○高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるようマニュアルを作成するなど、熱中症などの事故防止に努める。

※参考：「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために（奈良県教育委員会 平成29年3月）」

○「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。

※参考：「信頼される教職員であり続けるために（奈良県教育委員会 平成26年3月）」

○インフルエンザ等の学校感染症に罹患した児童及び学級等閉鎖中の当該学年全児童について、感染症拡大防止のために、練習及び大会等に参加・出場することはできない。